

(結果公表様式)

## 第7期東御市障がい福祉計画・第3期東御市障がい児福祉計画（素案）に

### 対するパブリックコメントの結果について

#### 1 募集の概要

件名	第7期東御市障がい福祉計画・第3期東御市障がい児福祉計画（素案）
意見の募集期間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月22日（月）
意見の受付方法	ながの電子申請、電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 7件
実施機関	東御市健康福祉部福祉課福祉援護係 電話：0268-64-8884 ファックス：0268-64-8880 電子メール：engo@city.tomi.nagano.jp

#### 2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	0	0
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	4
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	2
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	1
E	その他のご意見（質問、感想等）。	0	0
計		3	7

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（1人）と一致しません。

### 3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	・「計画の位置づけ」(P2)において、本計画の法的根拠及び関連する他の計画についての記載はあるが、東御市総合障がい計画及び第4次東御市障がい者計画との位置づけについて説明が不足している。	ご意見を参考に表記を見直しました。	B
2	・「計画の基本理念」(P9)と「成果目標」(P17～30)には対応が見られないが、関係について記載してはどうか。	計画の基本理念と成果目標については基づく法律の条項が異なるため、明確な対応は記載はできませんが、ご意見を参考に表記を見直しました。	B
3	・第4次障がい者計画と第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の「次」と「期」について記載してはどうか。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	C
4	・第4次障がい者計画の「基本理念」「基本方針」と第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の「計画の基本理念」(P9)の関係について記載してはどうか。	第4次障がい者計画は障害者基本法第11条第3項に、第7期障がい福祉計画は障害者総合支援法第88条に、第3期障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20に基づく計画であり、基づく法律が異なることから、ご意見を反映することはできませんが、今後の参考とさせていただきます。	C
5	・「成果目標」(P17～30)と「サービスの見込量及び確保方策」(P31～52)に対応が見られないが、関係について記載してはどうか。	ご意見を参考に表記を見直しました。	B
6	・「計画の位置づけ図」(P2)において、地域福祉活動計画(東御市社会福祉協議会)が第4次東御市地域福祉計画の下位計画と連携していることとなっているが、当該計画は民間計画であり連携しているのは第4次地域	ご意見を参考に表記を見直しました。	B

	福祉計画であることから、連携矢印の位置を改めてはどうか。		
7	<p>・昨年8月、上田市の就労支援センター「さんと」で職員らが利用者を暴行し、けがを負わせたなどとして、長野県が（一社）蚕都会の事業者指定を取り消したと聞く。全国の障害者施設で虐待事件が後を絶たない。</p> <p>計画の基本理念（P9）が「成果目標」（P17～30）と「サービスの見込量及び確保方策」（P31～52）に反映される記載を加えてはどうか。</p>	<p>本計画は、国から示された成果目標及び活動指標に対して目標値を定める計画となっているため、国から示されていない項目について計画に反映させることはできませんが、虐待防止の推進につきましては、第4次障がい者計画に記載されており、今後も障がい者計画において推進してまいりたいと考えております。</p>	D